11　研修・研究事業

1　学校の組織体制の充実

平成 21 年度から任用されている主任教諭、15 年度から導入された主幹（教諭）、17 年度に教頭から改称し、20 年度から学校教育法上の職に位置付けられた副校長、26 年度から任用が開始された指導教諭（主幹教諭と同等の職層）が、それぞれの職層・職責に応じて、組織的に学校経営の一層の改善を進めるとともに、人事考課と連動した教員の資質・能力の向上を図るための研修体系に基づく教員研修及び研究を充実させている。また、学校管理職、教員等の学校組織マネジメント能力の向上や、教育公務員としてのコンプライアンス（法令遵守）、服務規律の徹底を図る。

2　教員の研修・研究

学校教育の一層の充実・発展のためには、その直接の担い手である教員の資質・能力の向上が極めて重要な課題である。教員研修の充実に努め、教員一人ひとりの実践的指導力をさらに高めていく必要がある。また、校内、学園内における研修・研究や自主的な研修等を一層奨励し、児童・生徒、保護者や地域住民からの期待や信頼に応える教育を進めなければならない。

▲教員研修

そこで、教員一人ひとりの能力や特性、課題等に対応した実践的な研修を計画的に実施するとともに、管理職のマネジメント能力を高める研修や、将来学校管理職を目指す教員の育成のための研修、教育公務員の服務事故防止のための研修等を通して、市や学校における喫緊の教育課題への迅速な対応を図っていく。

小・中学校学習指導要領を踏まえ、各学校における「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業研究や評価に関わる研修、株式会社探究学舎との共同研究による「興味開発」に特化した探究的な学びを実現するための授業づくりに関わる研修、平成 30 年度（中学校は令和元年度）から先行実施となった「特別の教科　道徳」に関わる研修などを実施している。また、１人１台学習用タブレット端末環境と学校のデジタル技術を活用した教育環境が整ったことにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進に向けた研修会の充実や子ども一人ひとりの学習意欲を引き出し、興味・関心に応じた探究的な学びや学校ならではの協働的な学びなど、更なる研究の推進を図る。

主な研修	主な委員会
三鷹市立小・中学校合同研修、校長研修、副校長研修、主幹教諭任用時研修、学校マネジメント講座、主任教諭任用時研修 必置主任会（教務、生活指導、保健、研究） 小・中一貫コーディネーター研修、中堅教諭等資質向上研修 東京都若手教員研修（初任者研修、２年次研修、３年次研修） 五市合同夏季専門研修 セキュリティ研修 学校教育相談・教育支援に関わる研修 小学校外国語（英語）研修 探究学習研究	人権教育推進委員会 自然教室実施委員会（小・中） 社会科副読本改訂委員会（小・中） 三鷹ＧＩＧＡ（ギガ）スクールマイスター連絡協議会 三鷹ＧＩＧＡ（ギガ）スクール研究開発委員会 教育支援推進委員会 道徳教育推進委員会 キャリア教育担当者連絡協議会 学校図書館担当教諭等研修

３　研究協力校・研究奨励校

研究協力校（２年間）制度や東京都教育委員会や文部科学省の研究指定等を受けることなどにより、市や学校の教育課題の解決や市内全体の教育研究活動の充実及び活性化を図っている。

また、研究の成果については、学校の教職員のみならず、広く保護者や市民にも公開し、教育活動への理解や啓発を図るとともに、三鷹市全体の教育水準の向上に役立てている。

４　校内（学園）研修・研究

校内（学園）研修・研究は、各学校（学園）が直面する教育課題等を解決し、教員の指導力の向上を図ることにより、教育活動の質的改善・充実に資するために行われている。特に、学習指導においては、指導方法や指導形態等の工夫・改善を行うことにより、個に応じたきめ細かな指導の実現を図っている。さらに、学校公開等の機会を通して、校内研修等の成果を保護者や市民に広く公開し、常に授業の改善に努めている。

５　令和５年度　研究指定校一覧

	事　業　名　等	指定校（学園）
三鷹市 教育委員会	三鷹市教育研究協力校	令和４・５年度：おおさわ学園 令和５・６年度：三鷹中央学園
	三鷹市教育研究奨励校	令和５年度：第五中学校
東京都 教育委員会	授業改善推進拠点校	令和３～５年度：第五中学校
	体育健康教育推進校	令和４・５年度：第六小学校

12 学校における働き方改革の推進と組織的な学校運営の充実

近年、三鷹市だけでなく全国的な喫緊の課題として、教員の長時間労働がある。国においては令和２年１月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第７条の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）を告示した。東京都においても「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」により教育職員のいわゆる「超勤４項目（※）」以外の業務も含めて業務を行う時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めている。三鷹市教育委員会では、平成 30 年３月に「三鷹市立学校における働き方改革プラン」を策定し、学校教育の質の維持向上を図るため、業務改善や意識改革等の様々な取り組みを進めているところであるが、指針等の内容を踏まえ、働き方改革の一層の推進を図っていく。

※超勤４項目：公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令に規定する①校外実習その他生徒の実習に関する業務②修学旅行その他学校の行事に関する業務③職員会議に関する業務④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務である。

１　三鷹市立学校における働き方改革プラン

(1) 目的

本プランでは、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、三鷹市の学校教育の質の維持向上を図ることを目的としている。教員の働き方を改革することを通して、最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整えていくことで、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のより一層の充実を図っていく。

(2) 取り組みの方向性

取り組みの方向性として、①教員が担うべき業務に専念できる環境の確保（人員体制確保、業務改善）②教員の意識改革（タイムマネジメント、ライフ・ワーク・バランスの推進）③部活動の適正化（運営指針の策定、部活動負担の軽減）の３点を掲げている。

２　組織的な学校運営の充実

「チームとしての学校」として、組織的な学校運営の改善・充実を図るとともに、様々な専門スタッフの配置を拡充するなど、多様な人財がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮できるよう、学校のマネジメント力の強化に努めている。

(1) 働き方改革に向けた具体的な取り組み

平成 30 年度から、学校の電話に留守番電話機能を付加し、教員が勤務時間外に保護者等からの電話の問い合わせに対応する負担を減らすとともに、休暇が取得しやすい夏季休業中には、連続７日以上の学校閉庁日を設けることとし、教員の休暇取得の促進及び休暇制度の啓発を進めている。あわせて、令和元年度には「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」を改正し、教育職員の時間外在校等時間の上限を１月当たり原則 45 時間以内とするなど、教育職員の業務量の適切な管理を行っている。また、元年度からは統合型校務支援システムの入替えに合わせて、在校時間の把握を行うことのできるシステムを導入し、働き方の見える化を進めるとともに、会議の精選や定時退庁日を設けるなど、地域や保護者の理解を得ながらライフ・ワーク・バランスを意識した教員の意識改革を進めている。さらに、平成 30 年度に策定した「三鷹市立中学校におけ

る運動部活動の方針」を、令和元年度には「三鷹市立中学校における部活動の方針」として改定し、適切な休養日等の設定を行うなど、運動部活動のみならず文化部活動のあり方や指導に関しての規定を加えた。令和２年７月には教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について、「三鷹市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を定め、３年度からは本方針を踏まえ、産業医を選任し、長時間労働への面接指導や保健指導等を行うなど、労働安全衛生管理体制を強化することで組織的に教職員の健康確保を図っている。

⑵ 専門スタッフの継続及び拡充配置

三鷹市では、従来からスクールカウンセラー、学校図書館司書、ＡＬＴ(外国語指導助手)、小１支援員など、専門スタッフの配置を進めてきた。学習プリント等の印刷・配布準備、授業準備の補助などを行うスクール・サポート・スタッフの全小・中学校への継続配置、従来の外部指導者に加えて、学校外活動の引率も含めて部活動の指導ができる部活動指導員の全中学校への継続配置、市配置のスクールカウンセラー（スクール・ソーシャル・ワーカー機能を併有）の中学校への継続配置、都配置のスクールカウンセラーの継続配置のほか、令和４年度から、副校長業務を支援する副校長業務支援員を９校から 14 校に拡充配置するなど「チーム学校」として多様な人財の継続及び拡充配置を進めている。

⑶ 部活動指導員の拡充及び部活動の地域移行

学校教育のより一層の質の向上を図るため、学校における働き方改革及び部活動の地域移行の一環として、令和３年度に「三鷹市立中学校部活動の在り方に関する検討委員会」を設置し、協議検討を行った。４年度には、庁内外の関係部署・団体に委員を拡充し、更なる検討を進め、報告書として取りまとめた。また、休日の部活動の指導を担う地域の人財を部活動指導員として新規に任用を進めるとともに、新たな地域クラブとしての「三鷹市空手道部」を試行的に開始した。５年度は引き続き、関係者による連絡協議会にて地域と連携した部活動改革についての検討を行っていく。

13　就学援助・就学奨励

1　就学援助

経済的理由によって就学困難な市内在住の学齢児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を給付し、小・中学校における義務教育の円滑な遂行を図っている。新入学学用品費については、平成 29 年度に支給単価引上げと入学前支給を実施し、令和２年度以降は、毎年度、実態に合わせ支給単価の引き上げを行った。また、令和３年１月から三鷹市立小・中学校において学習用タブレット端末が導入されたことに伴い、助成費目に機器等補償費を加え、保護者負担の軽減を図っている。

助成対象	市内に在住し、国公立の小学校及び中学校に通学する児童・生徒のいる保護者で生活保護を受けている者（要保護児童・生徒）及びそれに準ずる程度に生活困難と認められた者（準要保護児童・生徒）
助成費目	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費（新入学準備金含む）、校外活動費、修学旅行費、給食費、体育実技費、医療費（学校保健安全法に基づく疾病のみ）、機器等補償費（三鷹市立小・中学校在籍児童・生徒のみ）

2　教育支援学級就学奨励

小・中学校の教育支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減し、教育支援の振興に資するための助成制度である。

助成対象	市内に在住し、国公立の小学校及び中学校の教育支援学級に在籍若しくは通級する児童・生徒（要保護及び準要保護児童・生徒を除く。）のいる保護者で世帯の所得が一定基準以下の者（ただし、通学費を除く。）
助成費目	学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、通学費、職場実習交通費、体育実技費

14　学　校　保　健

学校保健とは、学校教育の基礎となる児童・生徒の健康維持・増進、安全を確保することを目的とし、そのための健康教育や健康診断などの保健管理、学校環境衛生検査などの諸活動を推進していくことである。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師を各学校に配置し、協力を得て実施している。

１　各種検診・検査の実施

毎年６月末までに、身長、体重の計測と、学校医（内科、眼科、耳鼻科）、学校歯科医による健康診断を実施している。その他、視力、色覚、聴力、結核、心臓、腎臓、脊柱側わん症、運動器などの検診・検査を実施している。

なお、運動器検診は、学校保健安全法施行規則が改正され、「四肢の状態」が必須項目として加えられたことにより、平成 28 年度より追加された。

種　別	小　学　校						中　学　校		
	１年	２年	３年	４年	５年	６年	１年	２年	３年
身体測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○
視力検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色覚検査	△			△			△		
聴力検査	○	○	○		○		○		○
内科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
眼科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耳鼻科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脊柱側わん症検診	校医により要検査の指示があった者						小学校と同様		
運動器検診	調査票により抽出された者						小学校と同様		
歯科検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
結核検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心臓検診	○	校医により要検査の指示があった者					○	小学校と同様	
腎臓検診	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※△は、検査希望者のみ

２　学校環境衛生

児童・生徒が快適に学校生活を送れるように、学校環境の維持向上を図るため、学校薬剤師による飲料水検査、プール検査や給食調理器具などの衛生点検をはじめ、照度検査や騒音検査、教室の空気検査、ダニ又はダニアレルゲン検査などを必要に応じて実施している。

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教育活動の実施を支えるための環境整備を図り、感染拡大の防止及び「学校の新しい生活様式」の実践に取り組んでいる。具体的には、「３密」を避けるための対応、手洗いや消毒、換気等基本的な感染症対策に努めている。令和４年５月から身体的距離（２ｍ以上を目安）が十分確保できる場合、体育の授業においては、マスクの着用は必要なくなった。

※「○新型コロナウイルス感染症への対応等」の項（１ページ）も参照

３　独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度であり、学校安全の普及充実を図るとともに、学校管理下における児童・生徒の負傷、疾病、障害、死亡について医療費、見舞金の給付を行い、学校教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(1) 加入・掛金

児童・生徒が全員加入している。掛金は、児童・生徒一人あたり年額 935 円で、市が全額負担している。

(2) 給付内容

保険診療による総医療費が 5,000 円以上の場合に支給する。医療費の給付金額は、療養に要した費用の額の 4/10（うち、1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分）である。

４　市立小・中学校の女子トイレへの生理用品配置

令和５年度から生理用品について、保健室での対応に加えて、市立小・中学校全校で女子トイレに生理用品の配置を行っている。

15 学 校 給 食

1 沿革

三鷹市の学校給食は、昭和 22 年 12 月から第一小学校において週３回の給食を開始したのが始まりである。その後、29 年に学校給食法が制定されたことを受け、三鷹市として本格的に学校給食の実施を目指し、小学校では 32 年から 34 年にかけて、第一小学校から第七小学校、大沢台小学校及び高山小学校の全９校（当時）で週５回の完全給食が実施された。

中学校ではこれより 15 年遅れ、49 年から 50 年にかけて第一中学校から第五中学校の全５校（当時）で週５回の完全給食が実施された。

その後、新たに開校した学校もすべて給食を実施し、59 年からは市立小・中学校全校で、週５回の完全給食を実施している。

2 三鷹市の学校給食の特色

三鷹市の学校給食は、安全で、おいしい給食を提供するため、以下のような特色のある取り組みを進めている。

(1) 調理方式

すべての学校に給食室があり、各校で給食を作る自校調理方式で実施している。

(2) 栄養職員の各校配置

各校に栄養職員(栄養士)１人を配置し、献立を作成している。

(3) 食材登録制度・業者登録制度

安全な食材を使用するため、「食材登録制度」と「業者登録制度」により、安全・衛生管理に努めている。食材登録制度とは、学校給食で使用する食材の安全性を確保するため、栄養成分、添加物成分、微生物検査結果などから、食材を選定し登録する制度である。食材は可能な限り国産品を登録している。また、業者登録制度とは、学校給食の食材納入業者を書類審査と現地調査により選定し登録する制度である。

(4) 三鷹市学校給食運営委員会

学校給食の充実に向けて、学校長、学校栄養職員、ＰＴＡ代表、保健所職員、教育委員会事務局職員で構成する「学校給食運営委員会」を組織し、給食の献立・衛生管理・その他運営方法等に関する検討を行っている。

また、安全で良質な食材が供給できるように、本会において納入業者及び食材の登録事務、食材の安全管理、納入業者への安全・衛生指導などの業務を行っている。

(5) 衛生管理

三鷹市では調理中の衛生管理を徹底するために、学校給食法で定める学校給食衛生管理基準に準拠した「三鷹市学校給食衛生マニュアル」を作成し、マニュアルに沿った衛生管理を行うことで食中毒防止に努めている。また、マニュアルは最新の衛生管理手法を取り入れるために随時改定を行っている。

(6) 食物アレルギー疾患対応

「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を基本として、学校での配慮・指導を希望する児童・生徒を対象に、主治医のアレルギーに関する所見を記載した「学校生活管理指導表」を活用した対応を行っている。

各学校では、「学校生活管理指導表」に記載された主治医からの正確な情報・指示に基づき、個々の児童・生徒の対応方法について、校内体制を含めた取り組み方法を組織的に検討した上で、保護者と面談を行い、対応を決定するとともに、病型、症状等に応じた緊急体制を学校全体で確認している。

また、児童・生徒の成長にあわせて、毎年度「学校生活管理指導表」の提出を求め、これに基づく正確な症状等の把握と予防体制、緊急対応体制の確認を行うとともに、関連する校内研修を実施するなど、学校における食物アレルギー疾患対策を推進している。

(7) 献立

季節の行事にちなんだもの、旬の食材を用いることで季節感のある献立としている。また、主食には、我が国の伝統食であり栄養バランスが取れ、評価の高い「米」を活用した週３回の米飯給食に取り組むとともに、パン類、麺類の給食とのバランスを考慮しながら、多様な食材から必要な栄養を摂取できるよう配慮している。

３　学校給食の充実に向けて

(1) 学校給食調理業務委託

教育委員会では、「三鷹市立小・中学校給食のあり方検討委員会」の検討結果報告書（平成 18 年２月）を踏まえて策定した、「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針（18 年９月）」に基づき、食の安全の徹底を基本におきながら、学校給食の効率的運営を図るため、19 年４月から南浦小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校の計４校で学校給食調理業務の民間委託を開始した。

また、「学校給食調理業務委託検証委員会」による「安全・衛生面、品質面とも、適正・確実に業務が履行され、学校行事に合わせた給食の実施、多様な給食形態の提供などの成果も上がっている」との検証結果を踏まえて、平成 21 年度から順次学校給食調理業務委託を推進している。

委託実施校ごとに「学校給食運営協議会」を設置し、委託による効果や課題、改善方法について定期的に協議・検討を行っている。各委託実施校では、ほぼ順調に運営が行われており、給食内容についても児童・生徒、教職員、保護者ともに概ね好評である。令和５年４月から、第五小学校で委託を開始したことにより、小・中学校の全ての学校で委託実施となった。

(2) 三鷹産野菜の活用

新鮮でおいしい給食を提供できるとともに、作物の生育や働いている生産者を身近に見ることができるなど多くの教育的効果が得られること、さらに地産地消を促すものとして、三鷹産の季節の野菜を直接農家から購入し給食に取り入れている。平成 14

年６月の開始当初は協力農家２軒、実施校４校であったが、徐々に広がり、平成 19 年度に協力農家７軒、22 校全校での実施が可能となった。

学校給食における市内産野菜の活用推進については、27 年度に東京むさし農業協同組合三鷹支店、三鷹市、三鷹市教育委員会の３者で締結した「学校給食における市内産野菜活用推進に関する協定」に基づき、関係団体等との連携を図りながら、野菜の供給システムの構築などの可能性について検討を行うなど、使用率向上に向けた具体的な方策について検討してきた。

▲「三鷹産野菜の日」の献立

28 年度は、東京むさし農業協同組合から提供を受けた市内産野菜を使用した「三鷹産野菜カレーの日」を市内全小学校の給食で実施した。29 年度には全中学校に、令和元年度からは保育園にも拡大し、現在は小・中学校全 22 校、保育園で「三鷹産野菜の日」を実施している。

第４次三鷹市基本計画（第２次改定）では、農産物の地産地消の推進を図るため、学校給食における市内産野菜の使用率を 30％まで引き上げることを目指している。市立小・中学校では、令和２年度から市内産野菜の購入に際し「三鷹市学校給食市内産農産物活用事業補助金」を活用することとなった。現在は、70 を超える市内農家の協力を得て、直接又は東京むさし農業協同組合三鷹支店を通して市立小・中学校に市内産野菜を納入する体制を整え、使用率の向上に努めている。なお、４年度の学校給食における市内産野菜の使用率は、19.9％となった。

４　学校給食費の公会計化

三鷹市では、令和４年度まで学校給食費の徴収・管理を学校で行っていたが、５年度からは、より透明性を高め、適正な債権管理を行うため、三鷹市が予算を計上して学校給食費の徴収・管理を行う「公会計制度」を開始した。

５　物価高騰対応

令和４年７月から５年３月までコロナ禍において物価高騰に直面している市立小・中学校に対して栄養バランスや量を保った学校給食を引き続き実施するため、臨時的・緊急的な対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、１食当たり８％の補助を行った。

また、令和５年度も４年度と同様、引き続き公費負担を行っている。

16 学 校 施 設

1 学校施設建設のあゆみ

教育委員会が発足した昭和 27 年当時の三鷹市は、小学校５校と中学校１校だけであった。義務教育の延長と多摩地区の都市化により児童・生徒数が増加している中、まず、取り組まなければならなかったのは、学校の建設であった。さらに、30 年代の半ばには、校舎の鉄筋化にも着手し、40 年代には学校の新設及び改築のピークを迎えた。40 年代後半になると市の人口の増加は落ち着いてきたものの、依然として、児童・生徒数は増加傾向にあり、50 年代は大規模校の解消や適正配置のための新設や増築が行われた。60 年を前後として、小学校の児童数、次いで中学校の生徒数が減少傾向に転じ、学校施設の新増築事業は終了した。

その後は、老朽化した校舎・体育館の建替工事を実施した。平成 11 年２月に第三中学校校舎・体育館、13 年７月に高山小学校校舎・体育館、20 年３月に第二中学校体育館、23 年３月に東台小学校校舎、23 年５月に第五中学校体育館の建替えが完了した。さらに、第三小学校では 24 年 12 月に新校舎が、26 年３月に校庭・外構が整備され、建替工事が完了した。

現在、三鷹市には、小学校 15 校、中学校７校がある。

▲建替え後の第三小学校校舎

2 学校規模の適正化

(1) 児童・生徒数及び学級数の将来推計

平成 23 年度以降、三鷹市の人口は増加傾向にあり、年少人口についても増加傾向が続くことが予想されており、小学校の普通教室の確保が課題となっている。なお、年少人口増加の要因となる新規の宅地開発や中規模以上のマンション建設は、特定の地域に集中する傾向があり、児童・生徒数の変化にも地域差が生じている。

また、令和２年度に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が一部改正されたことに伴い、小学校における 35 人学級編制が段階的に移行することになっている。これらの状況等を踏まえ、地域特性を考慮した年少人口の将来予測シミュレーションを行うとともに、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進めていく。

(2) 下連雀五丁目第二地区開発事業への対応

平成 30 年１月に定めた「下連雀五丁目第二地区開発事業への対応方針」に基づく通学区域の変更については、30 年３月～４月と 30 年 11 月の２回にわたり関係する学校の保護者や地域住民等への説明会等を実施し、各説明会での配布資料や議事録をホームページに掲載するなど、広く周知を図った。31 年２月には「三鷹市立学校の通学区域に関する規則」の改正を行い、令和２年４月から当該地区に建設される大規模共同住宅の通学区域を三鷹の森学園（高山小、第三中）から東三鷹学園（第一小、第六中）

に変更するとともに、大規模共同住宅の西側に隣接する三鷹の森学園（高山小、第三中）の通学区域を連雀学園（第六小、第一中）に変更した。多くの転入者が見込まれた第一小学校では転入予定者対象の学校説明会を２年２月に実施するなど、きめ細かな対応を行った。

通学区域の変更は、道路管理者や警察等の意見を踏まえて新たな通学路の指定を行うとともに、市長部局と連携しながら安全対策を進めたため、円滑に運用されている。

３　安全で快適な学校環境の整備

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、災害時に地域の防災拠点としての役割を担う施設であることから、学校施設の適切な維持保全や建て替えなどを進めるための基本的な考え方や方向性を示す計画として、令和４年度に「三鷹市新都市再生ビジョン」の中で「学校施設長寿命化計画」を策定した。

引き続き本計画に基づき、大規模改修、学校トイレの改修、空調設備の更新などの事業を計画的に実施していく。

(1) 大規模改修工事等の推進

平成 27 年度中に市立小・中学校施設の耐震化率が100％となったことから、学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図り、安全で快適な教育環境を整備するため、大規模改修工事等を推進している。屋上防水、外壁塗装、窓改修、バリアフリー施設の整備とともに、天井材、照明器具など非構造部材の耐震対策等に取り組んでいる。29 年度から令和４年度にかけて、第七小学校、第二小学校、第一中学校、第五小学校、第二中学校（Ｉ期）の改修工事を実施した。

▲長寿命化改修後の第二小学校

(2) 学校トイレの改修

学校トイレについては、平成 29 年度から洋式化、床のドライ化、バリアフリー化へ向けた改修工事を計画的に推進している。29 年度に 46.6％であった洋式化率は、令和４年度の小学校６校への改修工事実施により76.6％となった。今後も、校舎及び体育館において、７年度までにトイレ洋式化率 100％を目指し、計画的に改修工事に取り組む。

▲改修後のトイレ（井口小学校）

(3) 空調設備の整備・更新

児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備するため、平成 22 年度から市立小・中学校への空調設備整備を実施し、29 年度にすべての普通教室・特別教室の整備が完了した。また、夏季の熱中症対策を含めた環境整備、避難所としての機能強化を図るため、令和元年度から３年度にかけてすべての小・中学校体育館への空調設備の整備にも取り組み、整備率 100％を達成した。今後は、耐用年数を迎える設備の更新を計画的に実施し、快適な学習環境の確保に努めていく。

(4) 運動場の芝生化

学校施設においても環境負荷の低減に対応した施設づくりが求められていることから、環境を考慮した施設整備に取り組んでいる。市立小・中学校では、ヒートアイランド現象の緩和及び学校と地域が協力した環境教育の向上を図るため、都補助事業を活用し、校庭芝生化整備を実施している。これまで整備を実施した学校は、小学校７校、中学校４校の合計 11 校となっている。

17　学校版環境マネジメントシステム

1　事業の目的・趣旨

環境マネジメントシステム（以下「ＥＭＳ」という。）とは、組織が環境負荷を低減するとともに、環境貢献に資する活動等に自主的に取り組むための仕組みであり、環境目標・実施計画を立て（ＰＬＡＮ)、運用し（ＤＯ)、点検・評価し（ＣＨＥＣＫ)、改善する（ＡＣＴ）という、「ＰＤＣＡサイクル」を繰り返し、成果の向上を図るものである。

三鷹市では、平成 17 年２月に三鷹市環境センター、18 年 12 月に市庁舎等においてＥＭＳに関する国際規格 IS014001 の認証を取得し、それ以外の全ての市営施設についても、順次、市独自の簡易版のＥＭＳを導入し、環境負荷の低減に向けた取り組みを進めてきた。市立小・中学校では 23 年 10 月から、簡易版ＥＭＳを学校用に修正した「学校版ＥＭＳ」をモデル校３校で導入し、24 年５月より全小・中学校で運用を開始した。

三鷹市は、令和元年 12 月に IS014001 の認証登録を辞退し、ＳＤＧｓの目標実現を目指す市独自の環境マネジメントシステム「みたかＥ－Ｓmart」の運用を開始しており、市立小・中学校においても、これまでの学校版ＥＭＳを継続し、教職員、児童・生徒、保護者等が連携・協働しながら、環境負荷の低減に向けた取り組みを推進している。

2　事業概要

毎年、学校ごとに、環境保全や環境負荷低減に向けた取り組みの「基本目標」及び、電気・ガス・水道の使用量削減を目指す「エネルギー削減目標」を設定し、ＰＤＣＡサイクルで取り組むとともに、施設管理に求められる環境関連の法令順守や毒物及び劇物等の適正な管理などを徹底している。

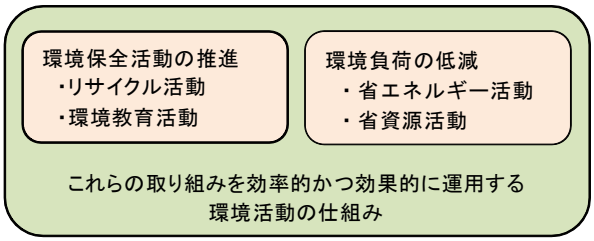

①学校が独自に設定する「基本目標」と、電気・ガス・水道の削減をめざす「エネルギー削減目標」を達成するために、教職員、児童・生徒の行動を含めた取り組みを進めます。
②環境関連の法令順守とともに、毒物及び劇物等管理簿の適正な管理を行います。

▲　学校版ＥＭＳの概略

3　具体的な取り組み等

各校において、教職員によるエアコンの設定温度の徹底、放課後の教室の消灯確認、漏水の早期発見のためのこまめな水道メーターチェックなどが日常的に行われており、働き方改革と省エネ活動をともに推進していく機運も高まっている。

児童・生徒の学校版ＥＭＳへの取り組みは、総合的な学習の時間や各教科での環境教育やＳＤＧｓについての学習とあわせて推進されている。

令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、学校においては、こまめな手洗いや消毒の徹底、換気をしながらのエアコン使用など「新しい生活様式」が実践されるようになり、電気・ガス・水道の使用量が大きく増加することとなった。各学校では、学校活動に係るエネルギーについて改めて見直し、業務改善による省エネの検討などに取り組んでいる。

18 デジタル技術を活用した魅力ある教育環境の整備と利活用

児童・生徒が授業等でデジタル技術を活用した教育環境において、主体的に学習活動を行うとともに、教員が工夫を凝らした指導を行うなど教育活動・内容の充実を図るため、デジタル技術を活用した授業モデルの研究、成果の検証、活用事例の共有に取り組んでいる。

また、学習効果の向上や教員の校務事務の効率化を図るため、デジタル教材・教具の活用策の検討、教職員の研修サポート体制の整備、情報セキュリティ機能の向上などを考慮しながら、デジタル技術を活用した教育環境整備と適切な運用管理を進めている。

令和２年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による休校により、教育課程に遅れが生じることが懸念されたため、国の施策であるＧＩＧＡ（ギガ）スクール構想（※）により、緊急時において子どもたちの学びを保障できる環境を確保するとともに、個別最適な学びを実現するため、三鷹市立小・中学校の児童・生徒１人１台の学習用タブレット端末を整備し、その活用を進めている。

※１人１台端末と通信ネットワークの一体的な整備により、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育環境の実現を目指す国の構想である。これまでの教育実践とデジタル技術とを効果的に融合させ、児童・生徒の力を最大限に引き出す。ＧＩＧＡスクールのGIGAとは、Global and Innovation Gateway for Allの略である。

１　１人１台学習用タブレット端末を効果的に活用するための環境整備

１人１台学習用タブレット端末は、回線付きタブレット端末を導入し、家庭や校外学習など学校以外でも利用できる学習環境として整備、活用している。あわせて、校内無線ＬＡＮとインターネット回線の増強整備により、学校での安定的な通信環境を確保し、提供している。学習用タブレット端末の効果的な活用を図るため、学習用タブレット端末の画面投影により、教材や児童・生徒の考えを瞬時に一斉提示、共有することができる環境として、短焦点プロジェクタを全校の普通教室に導入した。

学習用タブレット端末の利活用に向けて、国や東京都の補助金を活用して、各学園に支援員を配置し、令和２年度から継続して教員や児童・生徒のタブレット端末の活用支援を行っている。

２　小・中学校のデジタル技術を活用した教育環境のさらなる充実

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進に向けて、「三鷹ＧＩＧＡ（ギガ）スクールマイスター連絡会」「三鷹ＧＩＧＡ（ギガ）スクール研究開発委員会」等において、学習用タブレット端末を活用した効果的な指導方法や学習方法について、研究開発をより一層推進する。

また、「主体的・対話的で深い学び」を実現するためのデジタル技術の利活用の視点を設定した教員研修を進める。

令和５年度で契約期間が満了となる教育ネットワークシステムの更新を行い、セキュリティを確保しながら、一部機能をクラウド環境へ移行するなど利便性の向上を図る。

平成31年４月から利用を開始した新しい校務支援システムのタッチパネルによる出退勤管理及びワークフローによる出張・休暇の電子申請・承認、職員室設置の大型モニターによる情報共有（スケジュール、動静情報、児童・生徒の出欠情報など表示）などにより、さらなる校務事務の効率化を進める。

さらに、この校務支援システムの機能を拡張し、保護者、児童・生徒、教員が便利に活用できる３種類のアプリを提供し、保護者用アプリによる欠席連絡や学校からのお便り配信、児童・生徒用アプリによる学習教材や学習履歴の確認、教員用アプリによる学びの状況確認など更なる効果的な活用を進める。

令和２年度から利用を開始した新しい学校図書館システムについては、更新時に強化された教科書単元検索等の機能の利活用を進める。

※「４　知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実」の項（15ページ）も参照

３　情報セキュリティの取り組み

学校が保有する情報の保護と適切な管理を継続する体制を整備するため、平成28年６月に「三鷹市立学校情報セキュリティ基本方針」を策定した。令和３年１月には学習用タブレット端末及び学習支援クラウドサービスの導入と合わせ、同基本方針を改訂し、適切に運用している。

また、教育ネットワークシステムのセキュリティ対策と合わせ、更なる教職員のセキュリティ意識の向上を目指して研修等を実施し、すべての教職員等への情報セキュリティの必要性及び責任について、理解の促進を図っている。

19　学校・地域の安全対策

1　地域ぐるみの安全対策

児童・生徒の安全確保及び学校における安全管理の徹底を図るため、防犯・防災の視点を踏まえた安全指導を実施し、学校内の危機管理体制を充実させる取り組みを行っている。また、市の安全安心課が市民ボランティアや事業者等の協力を呼びかけて実施している「安全安心・市民協働パトロール」と連携し、「安全安心メール」や「三鷹市地域安全マップ」を活用するなど、学校と地域・関係諸機関とのネットワークを基盤に総合的な安全対策を推進している。

2　学校安全推進員（みたかスクールエンジェルス）の配置

授業中及び登下校時の児童の安全を守るため、平成 18 年度から、市立小学校全校に学校安全推進員（みたかスクールエンジェルス）を配置している。「地域の子どもたちは、地域で守り育てる」というコミュニティ・スクールの考えに基づき、学校安全推進員の活動は、教育活動で実績のある特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）シニアＳＯＨＯ普及サロン・三鷹に委託している。

▲児童を見守る学校安全推進員

学校安全推進員は、原則として学校が休みの日を除く毎日、午前８時から午後４時 15 分までの間、各小学校の校門付近に設置された詰所（エンジェルボックス）を拠点として業務にあたっている。校門、出入口等における入出者の安全確認・案内や校舎内、校舎周辺等の巡回を行うなど、校内・学校周辺での児童の安全確保に努めている。

3　非常通報装置「学校１１０番」の活用

平成 13 年度から、市立小・中学校全校に非常通報装置を設置している。

非常通報装置のボタンを押すと直ちに警視庁に通報され、発信場所に警察官が出動する仕組みで、児童・生徒の生命の危険に関わる非常事態に迅速に対応することができるようになった。

4　防犯カメラの設置

平成 18 年度から、東京都の補助金を活用し、市立小・中学校全校の校門付近等に防犯カメラを設置している。不審者侵入の抑止や早期発見による、被害の未然防止や拡大防止のための監視体制を強化している。現在は、老朽化した防犯カメラ設備について計画的に更新を進めている。

また、学校、地域等が連携して行う通学路の見守り活動を補完し、児童・生徒の安全確保の強化を図るため、平成 26 年度から、東京都の補助金を活用し、市立小学校の通学路における防犯カメラの設置を開始した。30 年度までに小学校全 15 校の通学路各５か所に防犯カメラの設置が完了するとともに、28 年度には、地域の特性を踏まえ、市の単独事業として中学校１校（第七中）の通学路３か所に防犯カメラを設置した。今後も、「三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に基づき、通学路防犯カメラの適切な運用を進めていくとともに、毎年、

交通安全対策地区委員会や地域団体、学校関係者等が合同で実施している通学路の点検や、学校、保護者、地域の関係者等との見守り活動の一層の充実に努め、学校と地域・関係諸機関と連携した総合的な地域の防犯力の向上を図っていく。

５　防犯ブザーの貸与

平成13年度から市立小･中学校の教職員等に防犯ブザーの貸与を開始した。15年度からは、市立小・中学校の児童・生徒を始めとする市内在住・在学の児童・生徒全員を対象に、希望者全員に貸与している。

６　安全教育、防災教育

児童・生徒への安全教育、防災教育（交通安全、生活安全、災害安全）のより一層の充実を図り、危険を予測し回避する能力と非常時に備え、自らの安全を確保する力を育てている。

平成16年度から不審者侵入などの対策として、児童・生徒を対象とした防犯訓練や教職員対象の研修会を行っている。

また、「学校安全計画」や緊急時における教職員の対応を定めた「学校危機管理マニュアル」等に基づき校内体制を整備するとともに、地域と関係諸機関との連携による防犯訓練や「セーフティ教室」、継続・計画的な防災訓練、避難訓練等を実施している。

市立中学校全７校の中学校第３学年を対象に普通救命講習を実施してきたが、地域の防災訓練に中学生の参加が増えていることを踏まえ、28 年度から対象学年を中学校第１学年に変更して実施している。講習を通じて、「命の尊さ」「助け合い」「社会ルール」を学ぶとともに、地域の担い手としての意識を高め、地域防災に積極的に参画する態度を培った。

令和３年度には、災害発生時等に安全に避難し、地域防災活動に参加できるように市立中学校全校に生徒の防災用のヘルメットを配備した。

７　セーフティ教室

平成17年度から市立小・中学校全校において、児童・生徒の非行防止や犯罪被害の防止のため「セーフティ教室」を開催している。この「セーフティ教室」では、警視庁職員や地域の方などを講師に招き、保護者・地域住民と一緒に犯罪被害に遭わないための方法や、危険予知及び危険回避の方法などを学習している。非行防止･犯罪被害防止のための情報交換等を行い、学校・家庭・地域社会が連携して非行や犯罪被害から子どもを守るための活動や連絡体制など具体的な方法を話し合っている。

８　みたか子ども避難所

「みたか子ども避難所」は、子どもたちが登下校時などに不審者等に遭った場合に、一時的に駆け込める場所として、小学校区等の地区委員会が中心となり、保護者・商店・事業所などに協力を呼びかけ、避難所となった協力者宅などにはプレートが提示されている。令和５年４月１日現在、約3,200世帯が協力している。

市と教育委員会が、平成13年度から三鷹警察署の協力を得て、「みたか子ども避難所」事業を支援している。

９　三鷹市立小・中学校情報配信システム

市立小・中学校の児童・生徒の保護者等との迅速かつ確実な情報連絡手段を確保するため、平成 27 年度から電子メール等を利用した情報配信システムを運用している。令和４年度には、校務支援システムの機能を拡張し、提供を開始した保護者、児童・生徒、教員用アプリへの情報配信が可能となるよう、システムの見直しを行った。本システムにて、台風や地震、不審者情報、学級閉鎖等の緊急情報や行事を含む授業関連の情報、ＰＴＡ、保護者会等の情報を配信している。全小・中学校の情報配信数は、２年度は 3,474 件、３年度は 2,705 件、４年度は 3,290 件となった。

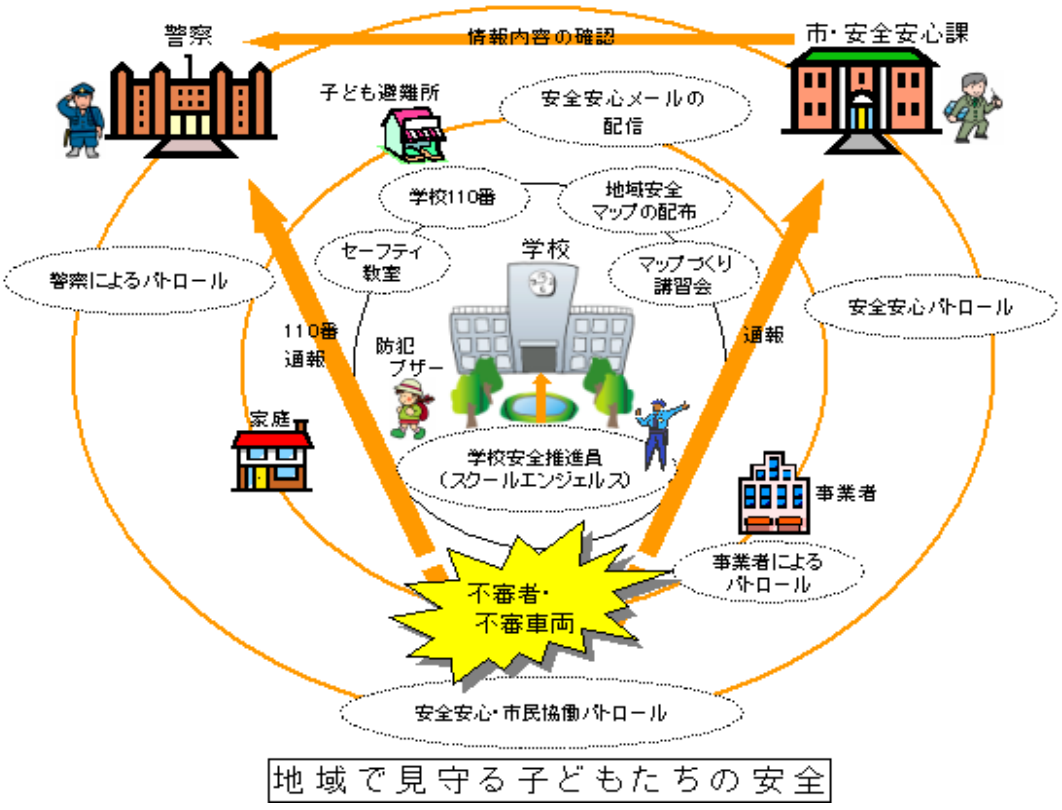

▲三鷹市の子どもの安全対策イメージ図

20　ＰＴＡ活動への支援

三鷹市立小・中学校のＰＴＡは、各校ごとに、在籍児童・生徒の保護者と教員で構成され、家庭、学校及び社会における児童・生徒の健全な成長を図るために活動している。さらに、これらのＰＴＡで構成される三鷹市公立学校ＰＴＡ連合会は、市全体の公立学校教育の振興を図り、各ＰＴＡの資質向上に努めている。

学校・家庭・地域がともに子どもたちを育むコミュニティ・スクールの取組の充実を図りながら、学校を核としたコミュニティ（スクール・コミュニティ）づくりを通して、地域全体の教育力の向上を目指すため、各ＰＴＡ及びＰＴＡ連合会の活動に対し、教育委員会が協力して次の事業を行っている。

１　家庭教育学級

子どもたちの健やかな成長を支えるために、家庭の果たす役割を学ぶとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組めるよう、ＰＴＡ会員及び市民を対象にした講演会や体験型講座等を教育委員会、市立小・中学校、同ＰＴＡの共催で実施している。

２　ＰＴＡ研修

各ＰＴＡの連帯意識を高めるとともに、ＰＴＡ本来のあり方や学校・家庭・地域をめぐる現代的な課題について理解を深めることを目的に、教育委員会とＰＴＡ連合会が合同で講演会などを実施している。また、ＰＴＡ連合会役員を対象にした視察研修を毎年実施している。

３　みたか子ども避難所

市内の小学校等のＰＴＡ、青少年育成団体等を中心とした子ども避難所地区委員会において、保護者・商店・事業所などに「みたか子ども避難所」への協力を呼びかけるとともに、防犯パトロールなどの自主活動に取り組んでいる。教育委員会では、みたか子ども避難所事業の協力者等が当事業に直接関連して被った損害等を補償するための保険に加入して、活動を担保するほか、「みたか子ども避難所情報連絡会」を定期的に開催し、三鷹警察署、関係部署、各地区委員会との情報交換を行っている。

※「19　学校・地域の安全対策」の項（54ページ）も参照

21　学 校 図 書 館

1　学校図書館の整備

平成７年度から第一小学校と第一中学校をモデル推進校として整備工事を始め、年次計画に基づき整備を進め、14年度に全小・中学校での整備が完了した。

◆学校図書館整備経過

整備年度	学校名	司書配置	床面積（㎡）
平成７年度	第一小学校	平成７年 10 月	158
	第一中学校		200
	第四小学校	平成９年４月	221
平成 10 年度	第五小学校	平成 10 年４月	157
	第四中学校		183
	羽沢小学校		137
	第三中学校	平成 11 年４月	161
平成 11 年度	中原小学校	平成 11 年７月	185
	北野小学校		165
平成 12 年度	第三小学校	平成 12 年７月	167 ※1
	東台小学校		142 ※2
	第二中学校		234
	第六中学校		263
平成 13 年度	高山小学校	平成 13 年６月	224
	南浦小学校	平成 13 年７月	168
	井口小学校		160
	大沢台小学校		166
平成 14 年度	第二小学校	平成 14 年７月	163
	第六小学校		158
	第七小学校		183
	第五中学校		221
	第七中学校		223

※１　平成 24 年 12 月建替え後の床面積
※２　平成 23 年　３月建替え後の床面積

学校図書館の読書環境を充実させるため、市立図書館から協力貸出などの支援を行うとともに、平成 28 年度から、調べ学習等に役立つ資料をテーマごとに集めた「学校支援図書セット」の貸出も行っている。また、学校図書館と市立図書館との連絡会を実施し、連携を強化しているほか、各校の司書教諭と司書が合同で、学校図書館の運営や活用について情報共有や意見交換を行う研修会を毎年実施し、学校図書館司書の資質向上の機会としている。

2　学校図書館司書の配置

学校図書館には、児童・生徒が読書に親しむための「読書センター」と、児童・生徒が自ら課題に取り組み、学び続ける意欲や能力を育成するための「学習情報センター」という２つの機能がある。これらの機能を支えているのが、各校１人ずつ配置された専任の学校図書館司書（会計年度任用職員）である。司書は、司書教諭や教員と連携して、児童・生徒の読書活動へのアドバイス、学習情報の収集・提供、図書の選定・貸出・整理などを行い、授業をバックアップするとともに、読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトルなどを通して、児童・生徒の自発的な読書欲や知識欲を引き出す工夫に取り組んでいる。

3　学校図書館の地域開放

生徒の自発的な活動の場、地域の生涯学習の場として、平成 11 年５月に第三中学校で学校図書館の地域開放を開始し、15 年９月から全小・中学校で学校図書館の地域開放を実施している。学校図書館の地域開放では、図書の貸出等のほか、保護者や地域のボランティアの協力により、おはなし会、パネルシアターやしおりづくりなどのイベント、アニマシオン（遊びの要素を取り入れた参加型の読書活動）教室なども行われている。

(1) 利用対象　各校の児童・生徒やその保護者等

(2) 開放日時　長期休業期間を除く毎週土曜日　午前９時～正午

22　教育センター

教育センターは、学校教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条に基づき、教育関係職員の研修、その他必要な事業を行うことを目的として、昭和 55 年５月に開所した。平成 29 年度から、耐震性の確保を図るとともに、老朽化した施設設備を更新する耐震補強等工事を実施し、平成 31 年２月中旬に完了した。

１　教育センターの耐震補強等工事

(1) 工事期間

平成 31 年２月 15 日まで

(2) 主な工事内容

▲教育センター　外観

教育センターの耐震補強等工事は、平成 29 年度からの複数年の工事期間において安全に工事が完了し、建物の耐震性の確保とともに、すべての階への多目的トイレの設置、照明機器のＬＥＤ化などバリアフリーや省エネルギー化に配慮した改修や、３階会議室の拡張、文化財の保存・展示スペースの確保を行うなど、施設の利用環境の整備も合わせて行った。

２　教育センターの概要

所 在 地	教育センター　三鷹市下連雀九丁目 11 番７号
敷地面積	3,355.44 ㎡
建築面積	1,110.66 ㎡
延床面積	3,972.32 ㎡
構　　造	鉄筋コンクリート造り地下１階、地上３階
休 館 日	土、日、祝日、年末年始（12 月 29 日～１月３日）

◆教育センター各階施設内容

1階	・教育長室 ・教育委員会議事室 ・教育委員室 ・教育委員会事務局 （総務課、学務課、指導課、教育政策推進室） ・第一中研修室（30 人収容） ・スクール・コミュニティ推進室	2階	・教育委員会事務局 （総合教育相談室） ・理科室 ・第二中研修室（60 人収容） ・適応支援教室Ａ-Room ・三鷹歴史文化財展示室みたかえる ・子ども家庭支援センター　りぼん	3階	・教育相談面接室 ・大研修室 （89 人収容） ・第三中研修室 （42 人収容） ・埋蔵文化財調査室
地下1階	・教育相談プレイルーム ・教育相談面接室				

３　事業概要

(1) 教育資料に関すること

教育に関する資料、図書の整理、保存

(2) 科学教育（※令和２～４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止）

事　業	対　象	内　容
科学発明教室	小学校第５・６学年	科学についての基礎学習と実験

科学発明教室は、主体的に児童が学習する力と仲間と共同して学習する力を育てることを目標とし、実験や工作を通して、科学への興味、関心をさらに深め、創造性豊かな人間形成を図ることを目的に、三鷹市立小学校に在籍する５年生、６年生を対象として、毎年開催している。

開催回数等は、１クラス 40 人、４クラスを設け、各クラス４回実施している。

▲科学発明教室の様子

(3) 情報教育

事　業	対　象	内　容
情報関係研修講座	小学校・中学校教職員	情報モラル、著作権、学校の情報セキュリティ関係の研修

(4) 教科書展示会

教科書展示会は、都道府県教育委員会が行う展示会で、教育センターにおいては、東京都北多摩第二教科書センターとして実施している。

ア　展示物

小・中学校使用教科書

※　教科書採択年については、採択の対象となる教科の文部科学省検定済教科書を展示

イ　法定展示会

概ね毎年６月中旬頃 14 日間開催

ウ　特別展示会

教科書の採択替えの年度は、法定展示会に先立って 10 日間開催

23　三鷹市川上郷自然の村

「三鷹市川上郷自然の村」は、長野県川上村高登谷（たかとや）高原に位置し、小・中学校の児童・生徒が豊かな自然環境の中で学習活動を行い、心身ともにたくましく成長するための校外学習施設として、また、学校が使用しない期間は、広く市民のレクリエーション活動に利用できる施設として、平成２年９月にオープンした。現在では、市立小・中学校での自然教室に利用されているほか、グラウンド、体育館など運動競技場設備が整っていることから、市民サークルや大学サークル、中学・高校の部活動、少年クラブチームなど、幅広い団体の合宿等に利用されている。

▲川上郷自然の村

１　サービスの充実と効率的な施設運営の取り組み

(1) 指定管理者制度の導入・更新

多様化するニーズに効果的・効率的に対応し、民間事業者等の有する能力、経験、知識等を活用しつつ、施設サービスの質の向上と経費の節減等を図るため、平成 18 年４月より指定管理者制度を導入した。これにより、指定管理者の独自性が発揮され、地域食材を利用した食事の充実、施設付近のスキー場の一日リフト券をセットにした宿泊プランの販売、各種ツアーの実施など、魅力的なサービスを提供している。

指定管理者	指定の期間
一般財団法人 川上村振興公社	平成 18 年４月から平成 21 年３月まで 平成 21 年４月から平成 26 年３月まで（再指定） 平成 26 年４月から平成 29 年３月まで（再指定） 平成 29 年４月から令和４年３月まで（再指定） 令和４年４月から令和９年３月まで（再指定）

(2) 利用料金の改定

平成 18 年４月に、宿泊室の稼働率を上げるため、料金体系を市内（姉妹都市在住者含む。※）と市外の２つの区分へと改め、誰でも施設を利用することを可能とした。その結果、市内を始めとする都内、近隣県などの都外在住者にも多く利用されるようになった。※平成 29 年４月から川上村在住者も含む。

また、29 年４月に、施設開設以降の物価上昇や消費税率の引き上げ、月ごとの利用状況等を踏まえ、料金改定を行うとともに、時期ごとの新たな料金区分を設けた。更に、無料で主に団体貸切りで使用されていた多目的広場（グラウンド）の利用料金を新設した。

川上郷自然の村利用料金

宿泊施設（1泊2食付）			通常料金		繁忙期料金		割引料金	
			三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方	三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方	三鷹市在住・在勤・在学の方とその家族、姉妹都市・川上村在住の方	左記以外の市外の方
一般宿泊室（和室、次の間付き和室、次の間付き洋室）	大人（中学生以上の方）1人1泊	1室を2人以上で使用する場合	4,700円	5,800円	4,900円	6,000円	4,500円	5,600円
		1室を1人で使用する場合	6,050円	7,150円	6,250円	7,350円	5,850円	6,950円
	子ども（小学生）1人1泊		3,100円	3,750円	3,200円	3,850円	3,000円	3,650円
	就学前のお子さんが、別に寝具を必要とする場合（食事代別）		1,600円	2,250円	1,700円	2,350円	1,500円	2,150円
団体宿泊室	大人（中学生以上の方）1人1泊	1室を2人以上で使用する場合	3,700円	4,400円	3,900円	4,600円	3,500円	4,200円
		1室を1人で使用する場合	4,550円	5,250円	4,750円	5,450円	4,350円	5,050円
	子ども（小学生）1人1泊		2,500円	2,900円	2,600円	3,000円	2,400円	2,800円
	就学前のお子さんが、別に寝具を必要とする場合（食事代別）		1,000円	1,400円	1,100円	1,500円	900円	1,300円

注1 一般宿泊室のうち、次の間付き和室及び次の間付き洋室の利用料金は、大人1人1泊につき500円を加算した額とする。ただし、次の間付き洋室に障がい者及びその介護者が宿泊する場合は、加算しない。

注2 繁忙期料金を適用する期間は、7月21日から9月10日まで、及び12月29日から翌年1月3日まで

注3 割引料金を適用する期間は、4月1日から4月28日まで、及び10月21日から12月10日まで

注4 繁忙期料金期間と割引料金期間以外は、通常料金

2 市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方の検討

「市保有宿泊施設・校外学習施設のあり方検討チーム報告書」（平成 25 年２月）の内容を踏まえ、平成 26 年度からの指定管理期間を５年から３年に短縮し、業務の見直しなどの経営改善と一般利用者拡大に努めた。27 年度はプロジェクト・チームにおける効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方など多角的な調査・検討の結果を報告書として取りまとめ、市立小・中学校の自然教室を川上郷自然の村で実施することの有効性等を確認した。その内容を踏まえ、市長部局と調整を図りながら、総合的な視点から今後の施設の方向性についての方針を確定し、（一財）川上村振興公社を引き続き指定管理者としながら、更なる経費削減や一般利用者の拡大など効率的な施設運営の取り組みを継続し、今後も校外学習施設・市民保養施設としての活用を図ることとした。

3 施設利用状況

◆利用者数の推移

年度	一般利用者数	自然教室利用者数	計
平成 30 年度	10,584 人	6,759 人	17,343 人
令和元年度	9,718 人	6,899 人	16,617 人
令和２年度	1,659 人	3,247 人	4,906 人
令和３年度	2,401 人	3,388 人	5,789 人
令和４年度	6,958 人	5,671 人	12,629 人

一般利用者数は、川上村周辺の自然環境を生かした自主事業や市内外へのＰＲ活動により、平成 24 年度以降継続的に１万人以上を維持してきたが、台風被害や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度、２年度、３年度は利用者数が減少した。４年度は、夏季には新型コロナウイルス感染症の影響により団体利用をはじめとした利用キャンセルがあったものの、緊急事態宣言等に伴う臨時休業を行わなかったことや自然の村周辺の豊かな自然を気軽に体験できる自主事業の実施、個人利用や春季の団体利用が回復してきたこと等により、年間の一般利用者数は 6,958 人（前年度比 4,557 人の増）となった。

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

※「○新型コロナウイルス感染症への対応等」の項（１ページ）を参照

４　新型コロナウイルス感染症対策の取り組み

施設運営に当たっては、令和４年度は宿泊施設向けのガイドラインに加え、令和３年 10 月に作成した「三鷹市川上郷自然の村における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に基づき、安全・安心な施設運営に努めました。

また、長野県が実施する「信州の安心なお店」認証制度において、４年３月 31 日～５年３月 30 日を期間として認証を受け、５年５月７日まで更新認証された。(新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更に伴い５月７日をもって認証制度終了)

５　施設概要

住所　長野県南佐久郡川上村大字原 591 番 362

規模　敷地面積　103,434.02 ㎡　　建物延床面積　　7,324.38 ㎡

本館　5,741.38 ㎡　　体育館　1,463.81 ㎡　　屋外施設　119.19 ㎡

構造　本館：鉄筋コンクリート造、地下１階、地上３階建て　体育館：鉄筋コンクリート造、地上２階建て　屋外施設：鉄筋コンクリート造、平屋建て

６　施設内容

(1) 宿泊施設

ア　一般宿泊室（収容人員 65 人）

和室（８畳、３～４人用）12 室

次の間付き和室（８畳・６畳・トイレ付き、５～６人用）２室

次の間付き洋室（障がい者用、ベッド２・６畳・バストイレ付き、４～５人用）１室

イ　団体宿泊室（収容人員 290 人）

和室（14 畳、７～10 人用）29 室

(2) 集会施設

多目的ホール１室（160 人程度収容可能）、学習室２室

(3) 体育施設・屋外施設

体育館１棟（競技場面積 1,080 ㎡）、多目的広場（グラウンド）（6,954 ㎡）、キャンプ場（15 張程度）、キャンプファイヤー場、フィールドアスレチック等

(4) その他の施設

大･小食堂、大･小浴場

７　利用方法

(1) 利用の申込み

電　　話：0267-97-3206(午前８時 30 分～午後７時 30 分受付)

ファクス：0267-97-3207(24 時間受付)

ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ：http://www.sizennomura.jp/ (24 時間受付)

(2) 申込期間

区　分	申　込　期　間
三鷹市に在住・在勤・在学の方とその家族 姉妹都市（矢吹町・たつの市）・川上村に在住の方	宿泊希望月の２ヶ月前の１日から 宿泊希望日の３日前まで
上記以外の方	宿泊希望月の２ヶ月前の 20 日から 宿泊希望日の３日前まで
三鷹市内で活動する 15 人以上の団体が団体宿泊室を利用 障がいのある方が次の間付き洋室を利用	宿泊希望月の３ヶ月前の 15 日から 宿泊希望日の３日前まで

24　図　書　館

1　三鷹市立図書館の概要

▲神沢利子さんによるおはなし会

昭和39年に開館した三鷹図書館は閉架式の学習室中心の施設であったが、59年に現在の三鷹市上連雀八丁目に新施設を開設し、図書館サービスの中枢として、また、地域の情報拠点として図書館活動を行っている。現在は、三鷹図書館（本館）に加え、東部図書館、西部図書館、三鷹駅前図書館、南部図書館みんなみの４つの分館、移動図書館ひまわり号、連携館である井の頭コミュニティ・センター図書室（以下「井の頭ＣＣ図書室」という。）を拠点とし、きめ細かな図書館サービス網を形成している。

ＩＣＴの進展に伴い、平成19年のシステム更新ではインターネットによる在庫資料予約を開始した。21年にはＩＣタグを利用した資料管理を導入し、自動貸出機・自動返却機・予約棚などによるサービスの向上や業務の効率化を図った。また、令和３年３月には「みたか電子書籍サービス」を導入した。

平成25年の南部図書館みんなみの開館を機に、地域に根付く図書館活動を展開するため、三鷹図書館（本館）、東部図書館、西部図書館、南部図書館みんなみで図書館サポーターを設立し、協働と交流の拠点としての活動を推進している。

三鷹市立図書館

◀ 平成26年度に三鷹市立図書館開館50周年を記念し、武蔵野美術大学と共同制作した三鷹市立図書館のロゴマーク

2　「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

時代の変化により多様化する市民ニーズや社会の要請に対応し、図書館が果たすべき機能と役割、運営の方向を明確にし、図書館サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、平成29年12月に「三鷹市立図書館の基本的運営方針」を策定し、令和２年６月には、第４次三鷹市基本計画（第２次改定）との連動・整合を図るため、改定を行った。同方針に基づいて図書館サービスの点検・評価を行い、その報告を広く市民に公表することで、利用者満足度の高い図書館サービスの提供を図っている。

【三鷹市立図書館の基本的運営方針】

(1) めざす図書館像

人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館

(2) 基本理念

三鷹市立図書館は、市民の自主的な学習を支援し、市民の生活の中にある課題を解決する地域の情報拠点、次世代を担う子どもたちをはじめとするすべての市民の豊かな読書活動の拠点として、図書館活動を推進する。また、「人と本」「人と情報」「人と人」をつなぎ、市民に役立ち、市民に寄り添う図書館活動により、人と人が交流するまちづ

くりにつなげていく。

(3) ４つの柱

ア　「知る」「調べる」「学ぶ」を支える図書館

イ　すべての人に読書の楽しみを広げる図書館

ウ　市民とともに歩み、交流する図書館

エ　市民の期待に応える図書館

３　みたか子ども読書プラン 2022～三鷹市子ども読書活動推進計画～

「みたか子ども読書プラン 2022」は、「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づく「子ども読書推進計画」である。平成 28 年３月に第１次改定、令和２年３月に第２次改定を行った。

(1) みたか子ども読書プラン 2022（第２次改定）の概要

ア　目的

「みたか子ども読書プラン 2010」（平成 17 年５月策定）から引き継いだ、読書に親しむ環境の整備を推進し、子どもの自主的な読書活動を支援すること

イ　計画の骨子

(ｱ) 子どもが本を手にするしくみ

図書館資料の充実、学校における読書活動の推進、関係施設・関係部署との連携、市内施設・団体向けサービスの拡充、移動図書館ひまわり号の活用、居場所としての図書館づくり

(ｲ) 読書の楽しさを伝えるしくみ

年齢や場所に応じた読書活動の啓発、人財の育成と活動の場の提供、子どもの読書活動に関する情報の提供及び発信

(2) みたか子ども読書プラン 2022（第２次改定）に基づく主な取り組み

ア　子どもが本を手にするしくみ

学校教育の援助及び家庭教育の向上の視点からの図書資料の充実、障がい者（児）の利用を考慮した資料の充実を図る。今後も、関係部署・関係施設及び地域・家庭文庫などの市民団体との一層の連携強化を図り、子どもが本を手にすることができる環境づくりを推進する。

イ　読書の楽しさを伝えるしくみ

おはなし会を図書館サポーター、地域ボランティアと協働で実施するとともに、多様な視点からの読書活動の啓発を図る。子どもの読書活動の推進に関する人財の育成及びスキルアップのための講座を開催し、家庭や地域などにおける読書活動の啓発を継続的に行っていく。

４　図書館ネットワークの再構築

平成 29 年度に実施した市立図書館と井の頭ＣＣ図書室との連携により、井の頭ＣＣ図書室に市立図書館と同じ図書館システムを導入し、市立図書館の図書流通網の中で市立図書館と同様の機能を持った地域の図書室として図書館サービスの提供を行っている。市立図書館と井の頭ＣＣ図書室とは、企画展示への協力などを通して連携を深めており、今後

も更なる利用の拡大に向けて連携を強化していく。

移動図書館ひまわり号は、週４日稼働し、19 か所のステーションを巡回している。

５　施設概要

館名	開館年月日	所在地 敷地面積 延床面積	階層	開館時間	主な休館日
本館	昭和 39（1964）年 10 月１日開館/ 昭和 59（1984）年 ７月 17 日現在地へ	上連雀８-３-３ 4,034.14 ㎡ 3,172.31 ㎡	鉄筋コンクリート造/地上２階、地下１階建	(火～金) ９：30～20:00 (土日祝) ９：30～17:00	月曜日／第３水曜日／12 月 29 日～１月４日／その他図書整理期間
東部	昭和 55（1980）年 ５月 20 日	牟礼５-８-16 1,000.55 ㎡ 596.92 ㎡	鉄筋コンクリート造/地上２階建	(火～日) ９:30～17:00	
西部	昭和 62（1987）年 ５月 21 日	大沢２-６-47 1,371.81 ㎡ 690.44 ㎡	鉄筋コンクリート造/地上２階建	(火～日) ９:30～17:00	
三鷹駅前	平成６（1994）年 １月 26 日	下連雀３-13-10 993 ㎡ 1,001.89 ㎡ （専用面積）	三鷹駅前コミュニティ・センター２・３階鉄筋コンクリート造	(火～金) 10:00～20:00 (土日祝) 10:00～17:00	
南部	平成 25（2013）年 11 月 23 日	新川５-14-16 1,284 ㎡ 760.95 ㎡ （専用面積）	アジア・アフリカ語学院１階及び２階の一部、鉄筋コンクリート造	(火～日) ９:30～17:00	

館名	開架書架以外の主な施設・設備
本館	おはなしのへや、くまの子ウーフコーナー、ティーンズコーナー、三鷹市民文庫、団体貸出室、授乳室、対面朗読室、録音室、子ども用トイレ、誰でもトイレ、資料室、集会室、読書ホール、展示コーナー、保存庫・収蔵庫、無線 LAN アクセスポイント、拡大読書器、音声読上げ機、電子ルーペ、商用データベース 団体貸出、移動図書館ひまわり号の運行
東部	視聴覚室（おはなしのへや兼用）、ティーンズコーナー、学習席、むれテラス、無線 LAN アクセスポイント、電子ルーペ
西部	集会室（おはなしのへや兼用）、ティーンズコーナー、学習席、対面朗読室、保存庫、無線 LAN アクセスポイント、電子ルーペ
三鷹駅前	おはなしのへや、ティーンズコーナー、対面朗読室、無線 LAN アクセスポイント、電子ルーペ、商用データベース、子ども用トイレ
南部	おはなしのへや、展示コーナー、学習室、貸出用閲覧席、授乳室、まなびてらす、対面朗読室兼ボランティア室、閉架書庫、無線 LAN アクセスポイント、電子ルーペ、商用データベース

館名	蔵書点数	複写機	AED	自動貸出機	自動返却機
本館	蔵書点数 443,072 点/カセットテープ 2,981 点 雑誌 287 誌/新聞 24 紙 障がい者用録音テープ・DAISY 図書 2,459 タイトル	２台	１台	４台	２台
東部	蔵書点数 67,859 点/雑誌 90 誌/新聞９紙	１台	１台	２台	１台
西部	蔵書点数 68,562 点/雑誌 79 誌/新聞９紙	１台	１台	２台	１台
三鷹駅前	蔵書点数 91,438 点/ＣＤ5,621 点 雑誌 174 誌/新聞 14 紙	１台	１台（施設１階共有）	３台	１台
南部	蔵書点数 92,760 点/雑誌 78 誌/新聞９紙	１台	１台	２台	１台

三鷹市立図書館ホームページ：https://library.mitaka.tokyo.jp

(1) 三鷹図書館（本館）

▲三鷹図書館(本館)

三鷹市立図書館の中心館としての役割と機能を持ち、各ジャンルの区別なく市民の教養、調査研究、レクリエーションなどに役立つ基本的図書を網羅的、体系的に収集するとともに、専門的、学術的な図書に至るまで収集している。資料室では地域資料や行政資料の閲覧や、多様なオンラインデータベースが利用できる。開館50 周年を迎えた平成 26 年に活動開始した、三鷹図書館サポーターは、本の修理活動、書架整理活動、おはなし会運営や、図書館フェスタを開催し、市民協働の図書館づくりを目指している。また、図書館長の諮問機関として「三鷹市立図書館協議会」を設置し、図書館への提言を行っている。

(2) 東部図書館

▲東部図書館

東部図書館は、開放的な雰囲気の“花壇と藤棚のある図書館”である。近隣に大規模な集合住宅があり、親子での利用も多く、絵本などの児童書の収集にも力を入れている。

平成 31 年３月、滞在・交流型図書館としてリニューアルし、新たに学習席を設けるほか、一般用・児童用閲覧コーナーのレイアウトの変更、藤棚のある中庭のテラスの拡張を行い、令和２年に利用者による投票の結果「むれテラス」と命名された利用者同士が交流できるスペースを確保した。また、平成 30 年 7 月に活動開始した東部図書館サポーターと協働し、本のクリーニングや修理、花壇の手入れを行うサポーター活動を通じて、地域に本を通じた楽しみを広げることに取り組んでいる。

(3) 西部図書館

▲西部図書館

西部図書館は、市内西部地域の分館として図書資料の貸出を中心としたサービスを行っている。見やすくゆったりとしたフロアで乳幼児から高齢者までがゆっくりと安心して利用できる施設になっている。

令和３年３月に学習席やティーンズコーナーの新設、レイアウト変更などを行い、快適な空間を提供している。

西部図書館サポーターは、令和４年度より本格的な活動を開始し、本の修理や花壇の手入れする活動を通じて、より一層地域に親し

まれる図書館を目指している。

(4) 三鷹駅前図書館

▲三鷹駅前図書館

三鷹駅前図書館は、ＪＲ三鷹駅から徒歩５分に所在し、三鷹駅周辺地域の分館として三鷹駅前コミュニティ・センター（複合施設）の２階で開館している。駅に近いことから利用者も多い。

一般書では、実用書のほか、ティーンズ向け図書、スタジオジブリ関連図書や太宰治関連図書の充実を図っている。また、三鷹駅前図書館ではＣＤを収集しており、音楽のほか落語などのＣＤが多く貸し出されている。

子どもたちに人気のある絵本の主人公「おばけのバーバパパ」一家をイメージキャラクターに、乳幼児から高齢者まで親しみやすい図書館サービスを心掛けている。

(5) 南部図書館みんなみ

▲ 南部図書館みんなみ

今年度開館10周年を迎える南部図書館みんなみは、新川・中原地域の分館として、公益財団法人アジア・アフリカ文化財団が運営するアジア・アフリカ語学院の１階に所在する。同法人との協働により、外国語資料やアジア・アフリカ関連資料などを収集し、外国語絵本の読み聞かせ、アジア・アフリカ圏の文化に触れる催しなど特色ある事業を展開するほか、無償で貸与を受けた郭沫若（かくまつじゃく）文庫の貴重資料の一部を、広く市民に公開している。

飲食や談話のできるテラス（まなびてらす）、床暖房付きのおはなしのへや、100席を超す多様な閲覧席を有し、滞在・交流型図書館としてサービスを提供している。

また、みんなみサポーターとの協働による館内装飾、ガーデニング、子ども向けイベント及び展示などの図書館運営により、地域に根付く図書館をめざしている。絵本作家・エッセイストの石倉ヒロユキさんデザインのキャラクター「なんと！くん」を館内掲示物や配布物に使用し、利用者に親しまれている。

(6) 移動図書館ひまわり号

移動図書館ひまわり号は、図書館が近くになく、図書館への来館が困難な市民のために、市内 19 か所を隔週で巡回して、資料の貸出・返却等を行っている。

車種　日野デュトロ改造型 4,009cc
積載図書数　約 2,000 冊
※平成 29 年４月から武蔵野美術大学と協働製作したラッピングデザイン車両に更新

▲市内を巡回しているひまわり号

巡回ステーション（令和５年４月１日現在）

曜日	A　　週	B　　週
火	のぼり湯広場（井口五丁目）	上連雀くすのき児童遊園（上連雀九丁目）
	三鷹台児童公園（井の頭一丁目）	東野住宅（深大寺二丁目）
		深大寺公園（深大寺三丁目）
水	下連雀六丁目防災広場（下連雀六丁目）	下連雀きたうら児童公園（下連雀四丁目）
	井の頭公園西園（下連雀一丁目）	下連雀六丁目防災広場（下連雀六丁目）
木	新川島屋敷通り団地（新川四丁目）	はなかいどう（牟礼六丁目）
	羽沢小学校（大沢四丁目）	水源の森あけぼのふれあい公園（上連雀五丁目）
		堀合児童公園（上連雀一丁目）
金	三鷹げんき（大沢四丁目）	中原地区公会堂広場（中原四丁目）
		中原すくすく児童遊園（中原一丁目）
	三鷹台団地（牟礼二丁目）	井の頭公園駅前広場（井の頭三丁目）
	北野情報コーナー（北野三丁目）	

６　事業内容

(1) 個人貸出・団体貸出

三鷹市立図書館資料収集方針、同収集基準に基づいて選定し、受入した資料を活用して、個人貸出・団体貸出を行っている。個人貸出は、市内及び隣接市区の在住・在勤・在学者に図書・雑誌を１人 15 冊２週間、ＣＤ・カセットテープは１人３点２週間を上限に行っている。個人貸出・返却は、すべて自動貸出機・自動返却機を使用し（他公立図書館資料等を除く。）、予約棚配架とともに効率的な図書館運営を図っている。

団体貸出は、市内の団体（市民グループ、市立小・中学校図書館・学級、幼稚園、保育園等）に原則として団体室の図書資料を 200 冊３か月間貸出している。なお、市立小・中学校学級には、40 冊を上限として貸出、配送をしている（学級文庫）。

(2) みたか電子書籍サービス

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた「新しい生活様式」への対応及び、図書館の閉館・休館日におけるサービス提供の拡充の取り組みとして、インターネットに接続

したパソコン、スマートフォン、タブレットなどで 24 時間いつでもどこでも電子書籍を借りて読むことができる「みたか電子書籍サービス」を、令和３年３月に開始した。市内在住・在勤・在学者を対象に、所蔵している 2,700 点余りの電子書籍から、２コンテンツまで最長２週間貸出しを行っている。一部の電子書籍は、文字の拡大・読み上げなどにも対応している。４年度には、電子百科事典、電子雑誌サービスを導入した。

(3) 視聴覚資料の貸出

三鷹図書館(本館)では昭和 62 年３月からカセットテープ、三鷹駅前図書館では平成７年３月からＣＤの貸出を行っている。それぞれ三鷹図書館(本館)、三鷹駅前図書館のみの貸出としていたが、27 年度から全館での予約受取が可能となった。カセットテープは落語や演歌を中心に利用に供し、ＣＤは邦楽や洋楽を中心に、落語やクラシック、ジャズなども収集している。

また、25 年 11 月から全館での提供を開始した音楽配信サービス「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」は、利用にカウンターでの手続きが必要だったが、令和３年５月からは「みたか電子書籍サービス」からもログインできるようにして利便性を高めた。

(4) レファレンスサービス

図書館では、調べたいことや探している資料などの質問について必要な資料・情報を案内するレファレンスサービスを行っている。各館カウンター、電話で受け付けており、本館には資料室にレファレンスコーナー及び子ども・児童書に関する質問に答える「こどもカウンター」を設けている。また、個人貸出登録者は、ホームページから WEB 調べもの相談を利用することができる。

(5) 乳幼児サービス

乳幼児期から良い本と出会う機会を多く持つことは、子どもの健やかな成長に大切なことである。平成 15 年度から赤ちゃんと保護者を対象に実施してきた「はじめての絵本（ブックスタート)事業」は、24 年度から子ども政策部と連携し、民生・児童委員の協力を得て実施する乳児家庭全戸訪問事業による絵本の配付と、子育て支援施設への出前図書館や絵本パックの配置というよりきめ細かい「ブックスタート（乳幼児家庭全戸訪問関連）事業」として実施している。また、健康推進課と協働し、29 年度から出産を控えた妊婦への働きかけとして「母親学級図書館利用法紹介事業」を実施するとともに、31 年度から母子手帳に三鷹市立図書館の紹介と赤ちゃん・子どもとつくる絵本の思い出を記録できるページを追加した。記録を追加するための用紙は図書館で配布している。

(6) 児童サービス

「みたか子ども読書プラン 2022（第２次改定)」に基づき、子どもの読書環境の整備に取り組んでいる。

令和４年度は、おはなし会や科学あそびなどの参加型事業については、感染対策のため人数制限などの制約の中で実施を継続した。また、これまで休止していた「わん！だふる読書体験」について再開した。

三鷹ゆかりの児童文学作家神沢利子さんの 99 歳の誕生日に「神沢利子さんお誕生日映画会」を開催し、子どもから大人まで「くまの子ウーフ」「ふらいぱんじいさん」の８ミリ映画を楽しみ、３月にはくまの子ウーフのお話からヒントを得た「たからばこ」を作るワークショップを小学生向けに行った。

(7) ティーンズ世代向けサービス

ティーンズ世代に向けて、読書の楽しさを感じてもらうための活動に取り組んでいる。市立図書館各館で進路や勉強に関する本、絵や写真を使って分かりやすく表現した本、ティーンズ世代に人気のある作家の本などを充実させたティーンズコーナーを設けている。

「みたかとしょかん図書部！」では、異なる学校・年齢の中学・高校生が集まり、同世代に向けて図書館や読書の楽しさを発信する活動を行っている。

年に一度、中学・高校生世代に向けた講演会も実施している。「中高生におススメ！ＰＯＰ大賞」事業では中学・高校生世代に読んでもらいたい本を紹介するＰＯＰを募集して、優秀作品の表彰や応募作品の貸出を行っている。

冬季休業中に集会室を自習スペースとして利用してもらう「まなびの場提供事業」を本館で試行実施した。

(8) 障がい者サービス

三鷹図書館（本館）では、通常の方法による読書が困難な方のために、ボランティアの協力も得ながら障がい者サービスを提供している。

利用者が希望する資料をリアルタイムで音訳する対面朗読や、録音図書の作成、貸出を行うほか、来館が困難な方のために自宅まで本を配達する「配達サービス」を平成 28 年度から開始した。

録音図書の貸出については、所蔵している資料のほか、視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）の活用により、全国の公共図書館等から取り寄せた資料を提供して、利用者の幅広い要望に応えている。

ボランティアについては、本を読む音訳者だけでなく、校正者や専用ソフトを操作する編集者等を育成する必要があることから、技術レベルに合わせた講習を年替わりで実施するなど、人財育成に努めている。

施設面では、本館開架部分に拡大読書器や資料を機械音声で読み上げる音声読上げ機を設置しているが、読書バリアフリー法の成立を機に、閲覧席で利用できる電子ルーペを全館に配備した。

また、全館の児童コーナーに「ユニバーサルデザイン図書」の書架を設け、児童向け点字付資料の利用促進を図っているほか、児童用大活字図書の導入やボランティアグループの協力による布絵本の貸出など、サービスの拡充に努めている。

なお、これらのサービスについては、来館困難者向けの図書館サービスをまとめた「読書サポートサービス」パンフレットを作成し、サービスの周知に取り組んでいる。

(9) 寄贈資料の活用

「くまの子ウーフ」などの著作がある市内在住の児童文学作家神沢利子さんより、平成 29 年度に原画など 155 点、図書 563 冊の寄贈を受けた。神沢さんの功績を顕彰するとともに広く市民に貴重資料の還元を図るため、本館に常設の「くまの子ウーフ」コーナーを設置するほか、定期的に資料の展示を行っている。

「ポットくんのおしり」などの著作があり、南部図書館みんなみのオリジナルキャラクターや図書館グッズのデザイナーで絵本作家・エッセイストの石倉ヒロユキさんより、令和３年度に原画など 258 点の寄贈を受け、３月に原画展示会を開催し、絵を見ながらクイズに答えるという企画に多くの子どもが参加した。

(10) 図書館グッズの販売

図書館の魅力を発信し、図書館利用を促進するため、令和２年度に作成・販売し好評を得た図書館バッグに引き続き、４年度も絵本作家・エッセイストの石倉ヒロユキさんデザインの図書館バッグを作成し、５年１月から販売を開始した。４年２月に発売したオリジナル手ぬぐいについても販売中である。

令和４年度図書館グッズ販売実績（令和５年３月 31 日現在）

図書館バッグ（ブラック、ベージュ）	198 点
手ぬぐい	90 本

(11) 発行小冊子等

図書館だより	季刊。図書館からのお知らせ
よんでみない？	年刊。小学生向け推薦図書リスト
絵本でひろがる豊かな時間	隔年刊。乳児向け推薦図書リスト
ティーンズ図書目録	年刊。ティーンズ向け新刊所蔵リスト
男女平等参画図書目録	年刊。男女平等参画関連新刊所蔵リスト
本は友だち	月刊。児童向けテーマ図書紹介
三鷹市立図書館メールマガジン	月１回発信。図書館からのお知らせ

＜新型コロナウイルス感染症への対応＞

※「○新型コロナウイルス感染症への対応等」の項（２ページ）を参照

25　生涯学習・スポーツ・文化行政の推進

1　生涯学習・スポーツ・文化行政の総合的かつ一体的な推進

生涯学習、スポーツ、文化に関する施策については、平成 29 年４月から市長部局に移管したことにより、全庁横断的に事業を展開し、総合的かつ一体的な施策の推進を図っている。

生涯学習については、生涯学習センターを拠点とした、生涯学習の基盤づくりを推進し、さまざまな学習機会や場の提供を図る。また、市民の生涯学習活動を支援するとともに、そこで得た学びの成果を地域社会で役立て、更に地域の課題解決のため、再び生涯学習の場に戻るという「学びと活動の循環」の構築を推進する。スポーツについては、ＳＵＢＡＲＵ総合スポーツセンターを健康・スポーツの拠点として、市民、民間事業者及び関係団体と連携・協働して、多世代向けに多種多様なスポーツ教室の開催、スポーツを取り入れた健康づくり事業の充実に取り組むとともに、地域におけるスポーツ施設・設備の充実を図り、地域スポーツクラブ等と連携して地域スポーツ活動を推進している。

文化については、「文化の薫り高い三鷹」をめざして、三鷹市ゆかりの文学者を顕彰するなど、芸術文化のまちづくりを推進するとともに、文化財の保護・活用については、大沢の里郷土文化施設及び三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」を拠点として三鷹まるごと博物館事業を推進し、地域の活力、地域づくりの視点での取り組みを強化している。

いずれの施策についても、教育委員会と市長部局が共に、市民参加と協働のまちづくりを基礎に学校を核としたコミュニティづくり（スクール・コミュニティの創造）に向けた取り組みと密接に連携し、総合的かつ一体的に施策を推進する。

2　三鷹市生涯学習プラン 2022（第２次改定）

「三鷹市生涯学習プラン 2022（第２次改定）」は、「ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」ことを基本目標に掲げ、市民との協働による生涯学習を推進するとともに、市民自らがそのライフスタイルやライフステージに沿った学びを通じて、豊かな心を育み、また学んだことを地域に返し、活かしていくという「学びと活動の循環」や人とのつながりを創出し、地域全体が発展して将来にわたって受け継がれていく社会の実現を目指す。

(1) 計画の基本的な考え方

ア　生涯学習施策の総合的推進

三鷹市スポーツと文化財団、三鷹ネットワーク大学推進機構、民間団体、ＮＰＯ法人、大学、企業等とも積極的、効果的な連携を図り、市民も一体となって、協働して取り組みを進めていくネットワーク型行政による生涯学習施策の総合的推進に取り組む。

イ　生涯学習による知識基盤社会への対応

知識基盤社会に対応するための幅広い知識や柔軟な思考力等を身に付ける生涯学習の機会の提供及び学びの支援を推進する。

ウ　生涯学習活動を支援する環境整備

市民の一人ひとりが、自らのライフステージに合った生涯学習活動ができるよう

環境整備に取り組む。

エ　「学びと活動の循環」の構築

学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、学びと活動が循環する仕組みづくりに取り組む。

オ　学校・家庭・地域の連携の推進

コミュニティ・スクールでこれまで培った地域での人財活躍の仕組みを更に発展させ、学校支援者の組織化を支援するとともに、学校を拠点とした地域活性化を図り、地域の人財が、そこで活動し、学び、その経験をもとに地域に戻って活躍するといった人と人との交流や循環を通じて、「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくりの推進を図る。

(2) 計画の重点事業

ア　三鷹中央防災公園・元気創造プラザを拠点とした生涯学習の推進

イ　「三鷹市スポーツ推進計画 2022（第１次改定）」の推進

ウ　「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

エ　「三鷹型エコミュージアム事業～三鷹まるごと博物館～」の推進

オ　「スクール・コミュニティ」の創造に向けた仕組みづくり

３　三鷹市スポーツ推進計画 2022（第１次改定）

「三鷹市スポーツ推進計画 2022（第１次改定）」は、「希望あふれるスポーツのまち　三鷹～「豊かなスポーツ社会」、「ひとり１スポーツの三鷹」の実現とスポーツを通した「健康都市づくり」と「コミュニティ創生」をめざして～」を基本理念として、市民がスポーツを生涯の友にできるよう、ライフステージに応じたスポーツ文化に親しむ機会と健康・生きがい・生活の充実と、スポーツに関わるさまざまな人・団体や事業者・行政がそれぞれの役割に応じた責務を果たし、教えられていた人が、いずれ教える側に回るような循環型の豊かなスポーツ社会の実現を目指す。

・ 計画の基本目標

ア　スポーツに親しむ環境の整備

「健康・スポーツの拠点」の整備、スポーツ施設の整備・充実や学校体育施設の開放の充実により多様なスポーツ活動の場の整備を進める。気軽に身近な場所でスポーツ活動に取り組めるソフト面も含めた環境の整備を推進するとともに、東京都のスポーツ施設や民間スポーツ施設などとの連携を図り、スポーツ活動の場を充実させる。

イ　だれもが目的に応じて楽しめるスポーツライフの推進

だれもが、スポーツを楽しめるようにするために、市民の一人ひとりがさまざまな目的や目標を持って、高齢世代、勤労世代、子育て世代、子どもなど各世代のライフステージに応じた多様なスポーツ活動に親しむ機会の充実を図る。

ウ　スポーツ活動をともに支えあう人財の創出

さまざまなスポーツ活動を支える指導者やボランティアの人財育成・支援の推進

に努める。また、スポーツ活動へさまざまなニーズに対応できる仕組みの創出を図る。

エ　スポーツを通したコミュニティの創生

各種スポーツ団体等と連携を図りスポーツを通じた市民交流の促進を図る。

また、コミュニティを基盤とした住民の主体的な地域スポーツ活動を推進する。すべての市民が、地域において健康で心豊かに生活を営め、新しい仲間づくりや交流を育むコミュニティ創生の取り組みを推進する。

4　スポーツを通した健康都市づくりの基本的な考え方

「スポーツを通した健康都市づくりの基本的な考え方」は、主に以下３点に取り組むことで、すべての市民の「身体の健康増進」と「心豊かな生活の充実」を推進し、三鷹市スポーツ推進計画 2022（第１次改定）の基本理念にある「健康都市づくり」を実現するため、令和４年３月に策定した。

1　科学的根拠に基づく、スポーツを通した健康増進事業の展開
2　事業評価・点検による事業ターゲット（性別、年齢等）の明確化
3　運動のきっかけづくりから運動習慣の定着を見据えた事業転換

5　東京 2020 オリンピック・パラリンピック等三鷹市レガシー創造方針

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック等三鷹市レガシー創造方針」は、大会の終了に伴い令和４年２月に「東京 2020　大会等に向けた三鷹地域連携会議大会レガシーに関する提言及び活動報告書」が三鷹市に提出されたことを受け、三鷹市として大会のレガシーを創造するために、下記の７つの事業に取り組むことを目指し、同年６月に策定した。

1　スポーツ実施率の向上を通じた健康都市づくりの推進
2　子どもの感動体験、オリンピック・パラリンピック精神に関する学びの充実
3　障がい者スポーツの普及、障がい者理解の推進
4　チリ共和国のホストタウン事業の積極的な展開
5　新型コロナウイルス感染症対策の検証と対策を踏まえたオンライン等を活用したスポーツの普及
6　大学生がボランティアとして継続的に活躍できる枠組みの創設などスポーツ・健康分野における大学との連携強化、スポーツボランティアの充実
7　三鷹ゆかりのトップアスリートやプロスポーツチームの応援と連携の推進